

（午後1時00分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番14、9番 上田君。

〔9番（上田良治君）登壇〕

○9番（上田良治君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問を始めさせていただきます。

まずはじめに、このたび台風12号によりまして、災害によって亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われ、不自由な暮らしをされている方々に心よりお見舞いを申し上げます。

まず、1番目の質問事項から始めさせていただきます。消防団器具庫のトイレ改修についておたしをします。

本市、橋本市の消防団については、橋本方面隊7分団、高野口方面隊3分団が組織されており、計10分団消防団長以下585名の方々が消防団員として活躍をされております。現在、各分団の器具庫には、消防車両の車庫、詰所、倉庫、トイレ、湯沸かし場などが設置されていますが、トイレについては格差が生じていることから、早期に改善対策を講じていただきたく、質問をいたします。

トイレの形式は主に公共下水道に接続した水洗トイレ、それから浄化槽を設置した水洗トイレ、簡易水洗トイレ、あるいはくみ取りトイレ、仮設トイレなどがあります。また、和式・洋式トイレ、男女共同トイレ、男女別のトイレなどもございます。各分団の現状は、清潔できれいな水洗トイレを設置しているところと、仮設トイレで対応しているところが

ありますので、これらの格差を改善していただきたくお願いをしたいということでございます。

また、公共下水道に接続できていない8箇所の消防団器具庫のトイレを年次計画で2箇所ずつ接続するという計画なんですけど、これ、市民の方には、くみ取りトイレは3年以内、浄化槽設置の家庭は速やかに接続をしてくださいと義務付けておることから、市としてこの年次計画で接続することについては、市民に示しがつかないと思いますので、以下の質問をさせていただきます。

①供用区域の消防団器具庫トイレは、下水道法に基づき接続されるのですか。

②仮設トイレなどは衛生面や使い勝手が悪いので、早期に改善していくことが望ましいと思いますが、いかがお考えですか。

③本市においても、初の女性消防団員が2名入団されました。今後も女性に積極的な参加を求めるには、環境面の整備やプライバシーが守られる配慮が必要ですが、いかがお考えですか。

二つ目の質問は、図書館の防犯対策について質問したいと思います。

本市の図書館が7月20日教育文化会館5階に新装オープンをされ、フロア全部が開架式閲覧室として利用できるようになり、連日多くの方が図書館を活用されております。図書館には館内で閲覧されるものやあるいは貸し出しされるもの、または貸出禁止となっているものもありますが、実情、所在が不明となっている不明図書が数多くあるようです。これらの不明図書には、読者ニーズの高い貴重な図書も含まれているのではないかと思います。

す。また、借りたい方にとっては、それらの本がないというのは実に不幸なことであります。市民の貴重な税金で購入をしている蔵書の不明図書防止への取り組みは、どのような対策を講じているのか、以下の質問をします。

①所在が不明となっている図書館資料は、何点ありますか。

②不明図書について、同じ本の補充はしているのですか。

③不明図書の防止対策を考えているのですか。

3番目の質問は、市民プールの安全、衛生面、監視員の配置についておたしをいたします。

7月31日大阪府泉南市の小学校の一般開放されていたプールで同小1年生の男の子がおぼれて死亡した事故がございました。プールの監視員を4人配置しなければならないところ、1人しかいなかったことがわかりました。プール監視員は遊泳者の事故が起こらないようにするために常にプールと遊泳者の状況を把握していかなければなりません。万が一、事故などが発生した場合には速やかに対処する必要があります。プール管理業務を請け負うということは、利用者の安全、衛生面、監視員の配置を総合的に管理監督することが重要であります。今期の橋本市民プールは、管理監督ができていないと、利用者から苦情が寄せられ、担当課に注意・指導をお願いしましたが、その後も苦情がありました。今期の橋本市民プールの状況は、どのような管理体制となっていたのですか。以下の質問をいたします。

①今期の市民プールは、安全・衛生面、監視員の配置など、管理監督ができていない状況で運営されていたのは事実ですか。

②市民プールの管理委託経費はいくらなんですか。また、過去3年間の平均受注金額と

比較した場合の経費対価はどのようになりま

すか。
③来期の市民のプールの管理運営は、指定管理者も含めて見直していく考えはあるのか、お尋ねをいたします。

4番目の質問は、指定管理者制度の見直しについてでございます。

指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法の改正によって創設された制度です。従来、市民が利用する文化施設やスポーツ施設などの公の施設の管理は、市が直接行うか、市の出資法人や公共的団体に委託する管理委託制度がとられていましたが、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、指定管理者制度が創設され、民間事業者なども管理を行うことが可能となりました。本市においても、市民サービスの向上並びに経費の削減につながることから、公の施設において指定管理者を指定していますが、導入後いろんな問題点や課題が出ております。指定管理者制度が導入をされ、各施設の指定期間も一巡することから、全国的に見直しが行われている状況にあります。本市においても、見直しや継続、また公募か特命契約などの他の市町村の状況やこれまでの経過を踏まえた上で必要な見直しをしていただきたく、以下の質問をいたします。

①指定管理制度の成果と評価はどのように行っているのですか。また、問題点や課題については、どう対処しているのですか。

②文化スポーツ振興公社の管理件数及び指定管理料の合計はいくらですか。

③指定管理者の見直しなどの検討は考えているのですか。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（井上勝彦君）9番 上田君の一般質

問に対する答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（神谷重廣君）登壇〕

○消防長（神谷重廣君）消防団器具庫のトイレ改修についてのご質問についてお答えします。

はじめに、供用区域の消防団器具庫トイレの下水道法に基づく接続については、下水道法第11条の3水洗便所への改造義務等により下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならないとなっています。公共下水道の供用が開始された区域の消防団器具庫については、下水道法に基づき接続すべきであり、器具庫に付随するトイレにあっては、改修を進めてまいりました。

しかしながら、簡易トイレについては、未接続の器具庫があります。平成23年1月臨時議会で下水道に8箇所接続できていないと答弁していますが、現在8箇所中、本年度に2箇所接続し、未接続が6箇所になります。6箇所中、4箇所については接続可能で、2箇所については、調査の結果、未整備地域のため接続できません。接続可能な4箇所については、関係部局と調整し、計画的に接続工事を進める予定です。今後、新たに供用開始される地域についても、計画的に接続工事を実施したいと考えます。

次に、2番目のご質問ですが、議員ご指摘のとおり、簡易トイレ等は衛生面や使い勝手の問題はあると考えています。旧橋本の器具庫は簡易トイレが大半ですが、これまで使用頻度が低くほとんど使用されていない状況です。また、トイレの設置していない器具庫もあります。設置していない理由として、毎年消防団幹部が市内すべての器具庫点検及び要望調査を実施した結果、他の優先要望があり、トイレについての設置要望が低かったことも

あります。また、器具庫によっては、公共施設や区等の施設の敷地内あるいは付近に設置しているため、それらのトイレを借用しています。

今後は、スペース的なこともあります、地元団員等と協議を重ね、地域の状況に応じた整備を検討してまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

次に、3番目の女性消防団員の入団についてですが、本年7月1日橋本市第6分団に女性消防団員が2名入団されました。地元団員が急遽退団され、地域の高齢化が進み、新規の入団希望者がなく、以前から欠員があり、分団内の組織変更を検討していたところ、本人たちの強い申し出があり、入団していただきました。活動については、安全面を考慮し、火災予防、消防団活動の普及啓発及び災害時の後方支援をお願いしています。

全国的に男性消防団員数が減少する中、女性消防団員数は年々増加しています。消防庁は団員定員の10%まで女性の割合を増やそうとする方針を打ち出しています。なお、男性団員が災害時の活動を期待されるのに対し、女性団員は火災予防、応急手当等の普及啓発活動を大いに期待されています。今後、橋本市においても積極的に女性消防団員を推進したいと考えています。

女性の積極的な参加を進めるには、環境面の整備やプライバシー等の配慮が必要ですが、現状すぐに器具庫の改修整備は難しく、今後、女性消防団員の意見を生かしながら、検討していかなければならないと考えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

〔教育次長（山本芳弘君）登壇〕

○教育次長（山本芳弘君）はじめに、図書館蔵書の不明図書防止への取り組みについてお答えいたします。

一点目の所在が不明となっている図書館資料は、本年9月1日現在、673点ございます。所在不明となる理由は、所定の場所以外のどこか別の場所へ置いた場合、または貸出手続きの際に何らかのミスにより、貸出記録がなされずに利用者の手元にわたってしまった場合、またデータに記録をせず破損・汚損の本として扱った場合などがあります。その他に、無断で持ち去られてしまって所在不明となる場合もあります。所在不明については、2年に1回の蔵書点検作業を実施して、データ記録上の所在不明件数を集計します。次の蔵書点検までの2年間は、その所在不明の追跡調査を継続実施しております。

次に、二点目の不明図書と同じ本の補充につきましては、利用者のニーズに合わせて行っています。貸出請求があつて、所在不明である場合は、2日ほどの追跡調査をして、発見できない場合は、県立図書館に貸出依頼をし、利用者へ貸し出しをしています。再度の貸出請求がある場合、もしくは、購入希望が出た場合などは、新たな購入の手続きをとっております。

次に、三点目の不明図書発生の防止対策といたしましては、市内の幼稚園・小学校の図書館見学の際に、利用案内とともに本の戻し方を説明したり、中学生等の職業体験学習のときに所在不明図書の追跡調査を体験してその苦労を実感していただくとか、日ごろのカウンター業務では、閲覧室内でのフロアワークを重視して、書架の本の配架と配列に心がけるとか、貸出手続き上の作業ミスに気づける練習や説明をしたりしております。

なお、利用者自身が安心して、安全に図書館を利用できることを最優先と考え、日常的な閲覧室内における防犯対策として、利用者自身の貴重品を保管するための鍵付きのロッカーを2台36人分を設置いたしました。

続きまして、市民のプールの管理運営についてお答えいたします。

市民プールの管理運営業務につきましては、指定管理者である、橋本市文化スポーツ振興公社が過去5年間民間業者に業務委託してきましたが、今年度は経費削減とサービスの向上をめざし、直接この業務に携わりました。今期の市民プール管理運営業務に関し、電話やメールで市民の方から安全・衛生面、監視員の配置等について苦情や問題点のご指摘をいただきました。これらの苦情や指摘に対し、迅速に状況の把握と事実の確認に努め、安全・衛生面や、監視員配置等において、問題点があるところは適宜市民プール管理運営の当事者である橋本市文化スポーツ振興公社にその任を果たすよう指示をしてきたところであります。

次に、二点目の、今年度の市民プール管理運営業務に要した経費の件ですが、今年度市民プールの営業日は、7月9日から9月4日までの58日間であり、終了して約1週間の現時点ですので、確定した決算が出ておりません。したがって、概算となりますが、今年度経費は、約812万円と見込んでおります。そして、ご質問の過去3年間の委託費は、決算ベースで、平成20年度634万2,000円、平成21年度793万3,332円、平成22年度717万222円となっております。しかし、平成22年度は特別な事情が生じたため、管理運営業務に要した経費は、監視員人件費63万5,925円を加えて、780万6,147円となります。また、今年度経費を過去3年間の53日営業日ベースに換算しますと、先ほどの金額が約795万円となり、これは平成20年度と比べて、約160万円多く、21年度、22年度とは同程度の額と考えられます。

次に、市民プールを含みます橋本市運動公園の管理運営は、平成22年12月定例議会の議決により、平成23年度から平成27年度までの

5年間、橋本市文化スポーツ振興公社を指定管理者に選定して、基本協定に基づき、その業務を行わせているところです。来期の市民プールの運営のあり方につきましては、指定管理者である文化スポーツ振興公社と教育委員会が今年度の実績と問題点を検討する協議の場を設け、この協議内容を基本協定で提出を義務付けしております来年度の事業計画に反映させるよう、努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）理事。

〔理事（吉田長司君）登壇〕

○理事（吉田長司君）はじめに、指定管理者制度の成果と評価方法及び問題点や課題に対する対処方法についてお答えします。

まず、指定管理者制度の成果については、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後、当該公の施設の管理の業務に関して事業報告を作成して提出してもらうこととしています。そして、提出された事業報告書をもとに、当該公の施設を所管する部署において施設の管理運営状況をチェックし、問題点や課題があった場合は、指定管理者と協議し、改善を図っていくこととなっています。平成20年4月には、評価方法及び問題点や課題に対する対処方法について、橋本市指定管理者制度モニタリング実施マニュアルを作成し、モニタリングに関する役割分担、定期的・継続的なモニタリングの実施、モニタリングの枠組みの明確化、適正サービスの安定的・継続的な提供の確保、の四つを柱とした基本的な考え方を示し、公の施設の管理運営の適正化を図っています。モニタリングの基本的な流れは、指定管理者から提出された事業計画書をもとに毎月の業務報告書で施設の管理運営状況を点検し、そして毎年度終了後に提出される事業報告書により、最終的に、市が仕様書等で示した条件が満たされて

いるかの点検を行い、満たされていない場合は業務改善の指示や実地調査を行うなど、対処することとしています。

次に、橋本市文化スポーツ振興公社の管理件数及び指定管理料の合計についてお答えします。

平成23年4月1日現在、本市では15施設に指定管理者制度を導入しており、このうち、橋本市文化スポーツ振興公社が指定管理者として管理運営している施設は、橋本市運動公園及び橋本市運動公園内にあるプール、テニスコート、多目的グラウンドと橋本林間田園都市駅駐輪場、産業文化会館及び温水プールの7施設で、これら7施設の指定管理料の合計は、平成22年度決算額で、8,877万4,000円になります。

最後に、指定管理者の見直し等についてお答えします。

本市は、平成18年3月の旧橋本市と旧高野口町の合併を機に、新たに16施設で指定管理者制度を導入し、公の施設の管理運営方法について見直しを図ってきました。しかしながら、そのほとんどは従前の管理委託制度時の受託者と非公募で特命契約を交わしていたため、平成19年11月に橋本市指定管理者制度運用指針を見直し、指定管理者の選定にあたっては、橋本市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第4条の規定に基づいて、公募することを原則とし、指定管理者制度の導入目的である、民間活力を活用した市民サービスの向上や経費削減に取り組み、その効果が十分に発揮されるように見直しを図ってきました。

現在、新規に指定管理者制度を導入する場合は、公募を原則として検討し、既に指定管理者制度を導入している施設が指定管理期間の満了を迎える場合、公募により決定したものについては公募を原則としますが、特にこ

ども園等、指定管理期間が長期間のほうが望ましい施設については、管理運営状況を分析し良好と判断した場合に、再度再指定を前提に調整を行ってまいります。その他の理由で再指定が困難であると判断した場合は、公募を原則とした中で、それぞれの施設の設置目的や特性等を十分に考慮し、適宜見直しを図っています。また、既に公募を実施している4施設以外に、今年度新たに2施設において公募を実施しており、本会議において指定議案を上程することになっております。

なお、現在、橋本市文化スポーツ振興公社が指定管理者となって管理運営している施設については、8番議員に答弁させていただいたように、存続を限定とした考え方で進めていく考えです。

指定管理については、今後も公募の実施だけに限らず、再指定も含め、指定管理者と連携を図りながら、引き続き市民サービスの向上を図るために取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（井上勝彦君）9番 上田君、再質問ありますか。

9番 上田君。

○9番（上田良治君）それぞれご答弁をいただいて、ありがとうございます。

まず、消防団器具庫のトイレの改修についてから順次再質問させていただきたいと思えます。

消防長から答弁をいただきまして、①消防団器具庫のトイレは、公共下水道法に基づき接続をされるのですかということで、8箇所のトイレを計画的に下水道につなげていくということなんですが、これは、だいたいこの8箇所のトイレの総予算どれぐらいになっておりますか。

○議長（井上勝彦君）9番 上田君の再質問

に対する答弁を求めます。

消防長。

○消防長（神谷重廣君）予算については、今年については、1基90万円ぐらいの予算を組んでおりました。今年の実施では、1基につき、8箇所です。トータル計算はしていませんけども、今年は2箇所です。1基90万円の予算要求をして、予算付けいただいております。1基90万円だから、2基でしたので180万円となります。

○議長（井上勝彦君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）ありがとうございます。

今年、岸上ですか、消防器具庫のトイレを接続に90万円という予算ということで、執行されたみたいなんですが、1回目の質問で言うているのは、市民の方には公共下水道が来ている、供用している地域については3年以内と、くみ取りのところにはなるべく早くつないでくださいよと示しながら、公共のトイレについては、お聞きしていますとこれ、10年以上たっているところもあるでしょう、10年から。そんなに期間がたっている中で、これは、90万円8箇所ですと計算しますと720万円ですか、相対的に1,000万円までできる工事であるのであれば、これはもう単年度で補正をしながらでもやっていくことが大事違うのかなということで、お聞きしたいと思うのですが、どういうふうなお考えを持っているのですか。

○議長（井上勝彦君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）その件につきましても、先ほどもお答えしましたとおり、関係部局と十分調整しながら進めていきたいなど。ただ、トイレの改修ばかりにお金をかけますと、他の47箇所の器具庫の管理にも支障が出てくるのではないかなど。というのは、47箇所の器具庫がございますので、それについてもすべて計画的に、消防車の購入あるいは庁舎の改修等順次しておりますので、その辺も

含めて限られた予算の中で、下水道法に基づく中で進めていきたいなと考えます。下水道法に基づいて、3年以内に、できるものからやっていきたいなと思いますけど。

○議長（井上勝彦君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）下水道法に基づいて、してないのでね、当局側が。市民の方には3年以内ってこう、言うてるんでしょう。これ、一番古いところで何年たっているんですか、もう下水道工事が終わって。14年ぐらいたっているところもあるん違いますか。

○議長（井上勝彦君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）その辺については、年数についてはきちっと掌握してないんですけども、うちで調べた中では3年以上経過しているのが、正味トイレある中で1箇所だけになるんですけども。何年というのは、そういう年数は、3年を過ぎているのが1箇所ということになります。それ以外についてはまだきちっと、過ぎたものについてはございません。

○議長（井上勝彦君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）10年以上も供用になってたっているところも、私聞いているんやけどもね。その辺で、3年以上たっておっても、これはもう下水道法に基づいてないということなので、これについては市長部局でもこれ予算付けていただいて、早期に一発でできるような方向をとってほしいんです。そうやないと市民に示しがつかないんじゃないですか。3年以内、あるいは早期に接続してくれとこう言うところ中でね。この辺についてどうですか。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（鈴江利夫君）一点、誤解があったらいかんのでご説明させていただくのは、まずトイレ自体がついてないところがもととありまして。設置されていませんので、

そこのところにつきましては、消防と協議をさせていただきまして、当初段階で下水道本管が入ってもそこを供用開始という形では、物事としたら、告示をしておりますので、という状況がありまして。随時その、トイレの設備なり排水設備が行われたら接続していくというところの箇所もございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。それで、先ほど言われる3年以内の話には該当しないところもございます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）消防関係の予算でございますが、それにつきましても単年度予算、それから計画的な予算も実施計画に出てくるわけでございます。ということで、以前にも公共施設にも接続されてなかったということで、計画的にした経過もございます。言われるように3年以内にしなければならないという下水道法が守られていないというところについては、本当でございます。ただ、消防のほうでも、予算の優先順位という中で、トイレの使用頻度等も含めてちょっと優先順位が低くされていたということがございます。ということで、何もかもすればいいんですけども、そういうことも含めて、この場ですぐつけますとは言えませんが、一度予算計画について、協議はそれも含めて協議していきたいなと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）先ほどの上下水道部長の答弁で、トイレついてないところって、これ8箇所については皆トイレ今ついているところでしょう、消防長。それをつないでないんでつけていくということでもありますのでね、これは。今トイレ全部あるんですよ、8箇所は。今言うているところはね。それが3年以上た

ってるところがあると。だから早く、水道法に基づいて接続されたらどうですかと。何年もかけてやらんと早くしたらどうですかと、こう言うとるんで、その辺誤解のないようにしていただきたいと思います。そういったことで、今後単年度で接続していくという、まあ単年度では難しいのかもしれない、予算の関係上かわからないけど、1,000万円要らないということなんでしょう。それについては、十分協議していただいて、なるべく市民に示しがつくような形で行っていただきたいとお願いしておきます。

2番でございます。これは別個に考えてほしいんやけども、これは8箇所もう、下水道につなげるんやけど今までつなげてなかったというそういうトイレと、それと今、仮設トイレもある、あるいは消防納庫については、トイレもないようなところもあるということでご答弁いただいとるんやけどもね、このことについてもまあ予算もかかってくるということで、そしてくみ取り式を簡易水洗にしたら、場所的なもの、合併浄化槽を埋めたり、そういった場所も必要になってくるという、そういうところもあるし、いろんな問題があると思います。それから、また休止区域になっているところもあるしね。まあ、そういうところでいろいろと格差というものは、今後ずっと下水につないでいったら広がっていくと思うけれども、その辺はやっぱり十分考えていただいて、順次進めていただきたいなと思っております。

それと、今、消防納庫の隣接、いろんな集会場とか隣接している地域については、そのトイレを利用したりしているということで、いろいろ、要望が上がっていないということもお答えでいただいたんですが、そういうところは、隣接しているところはそれでいいんですけども、全くそういったところがないよ

うなところ、あるいは今使えないようなところもございますのでね。そしてまた、その隣接で公共施設のそういうトイレなどを使えるような場所があれば、そこを貸していただけるというか、そういうふうな働きかけも今後していってほしいのですが、その辺についてどのようにお考えですか。

○議長（井上勝彦君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）その件につきましては、例年行っております消防団の器具庫の点検を来月、10月に団幹部と消防本部で実施する予定でございます。その際に関係する消防団員との十分聞き取り調査を行い、来年度の予算、また次年度の予算に進めていきたいなと。その中でも、トイレの周辺にないところについても、近くでそういう借用できるようなところがあれば、協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

③番に移りたいと思います。今後、女性消防団員もどんと全国的にも増加しております。その中で、本市といたしましても、本市の消防団も10%まで女性を活用していきたいというようなご答弁いただいたと思うんですが、そういった中で今後ともいろいろと環境面の整備とかプライバシー、そういったものが守られる配慮というもの、必要やと思いますので、これからは女性を受け入れる体制を整えていただきたいと思っております。そしてまた、消防署も含めてね、これは。消防署もやっぱりこれからは女性をどんとどんと採用できるような、環境面あるいはロッカーの整備とかプライバシーが守れるような配慮をとっていただきたい。前にもこれは質問したことがございますが。そういったことで、今

後、いろいろと協議検討していただきたいと思えます。要望しておきます。ありがとうございます。

2番目の図書館の防犯対策について再質問をさせていただきます。673点ですか、原因が不明、図書の不明ということで、あるということなんですが、これは総額、金額は出てくるかどうかかわらんのやけど、どのぐらいの被害金額になるんですか。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（山本芳弘君）一応この673冊で約240万円ぐらいになります。本の定価ですけれども、673冊不明になっている書籍の、定価ベースでいきますと、243万円になります。

○議長（井上勝彦君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）673点。これは、2年に1回ですか、棚卸し、何かしてるみたいなんです。2年に1回で673点の240万円と理解させてもうてよろしいですか。2年で。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（山本芳弘君）はい。ただ、例年はもうちょっと本当は少ないんです。といいますのも、本年は、先ほどの回答の中で、質問いただきました7月にリニューアルオープンを行っております。その間、図書館の蔵書につきましては、橋本小学校の部屋を借りたりとか、分散して置いておりました。その関係で、点検作業が全くその間進んでおりませんでした、実際のところ。通常ですと、その間にも進めておりますので、その600という数字よりも少ない形にはなるんですけども、そういう経過もありまして、今回につきましては、この9月1日時点で673冊の不明があるというところでございます。

○議長（井上勝彦君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）②番の図書について同じ本の補充、これは県立図書館とかいろいろ補充をしていただいておりますということで、ま

た購入も要望があればしていただいておりますということで、それも結構なんですけど、③番の図書防止対策についてどんな考えがあるのかなということで、いろいろと言っていたいたんですが、この中でブックディテクションシステムというんですか、図書の無断持ち出しを防ぐためのシステムですね。こういったものがあるんですが、この240万円、これの被害というものがあるんですが、こういうシステムを導入したらどうなんかなと思う。それよりもシステム導入するほうが費用が高くなっていくのかどうか、そんなん検討されたことがございますか。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（山本芳弘君）済みません。私の先ほどの説明不足で、673冊というのは9月1日時点での数字になります。通常、先ほど議員のおただしにもありましたように、年に一度は全点検をしております。その中で先ほども答弁させていただきましたように、入れ間違い等もございます。ですので、最終的には、不明というのはだいたい300冊ぐらいになってまいります。その半数はだいたい見つかるという形で、なっております。

それと、今現在、今回質問をいただきました対策につきましても、一定、ICタグを使った形での検討、これ一番簡単に言うたら、飛行場での、通ったらブザーが鳴るという形のものになるんですけども、この場合は蔵書数のすべてにチップつけなくてはいけないという形で単価的にだいたい150円、一つの本に要ります。これが、13万冊としても、13万4,000冊ですか、変えたらだいたい2,000万円程度に費用がなっております。それとあと、ゲートの部分の設置購入等合わせたら500万円から700万円の費用で、初期投資がだいたい2,500~2,600万円、それに対してそこに伴う人件費がプラスされてくると。翌年度からは、

5,000冊買えば、5,000×150円＝75万円プラス人件費という形になってまいるんですけど、あまりにも初期投資が大きいということもあって、本市の図書館規模であれば、なかなか導入も難しいと。

それと、あと大規模図書館のほうにおきましてはガードマンの配置というのもやっております。これもやはり人件費、相当委託料というのはかかってまいります。どうしても、機械だけに頼っての防犯という考え方と、それから現在も職員が館内を回らせていただいております。職員においての巡視防止対策をとらせていただいているのが、本市の方法としてやらせていただいているところがございます。その場合には、やはり、その回ることに、利用されている方とのコミュニケーションも図っていけるということも考えて、気持ちよく図書館を利用していただきたいということも含めまして、現在のところ、費用等のところからも考えて、一応、職員が回ることで、そういう施設用品や管理など、防犯対策も含めて対応させていただいているところが現状でございます。

○議長（井上勝彦君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）ありがとうございます。それと、いろいろと児童生徒たちの啓発活動も行っていただいておりますということなんです。今後については貸し出しを禁止する本、こういったもの、あるいは館内で閲覧のみとなっている本もあるので、そういった本をなるべく少なくするということが、その対策にもつながっていくようにも思いますので。それと、貸出制限ですか、これも今まで何冊やったか、これ30冊に今増えとるんかな、そういったことでも、いろいろと不明図書もなくなってくるんじゃないかなと思います。今度の棚卸しの時期には、大きくこの不明図書が減ったと答えをいただけるような報

告を期待して、これはこれで終わっておきます。ありがとうございます。

次に、市民プールの安全管理でございます。いろいろとお答えいただいたのですが、今期の市民プールの運営の中で、いろいろと問題があったということで、私も市民の方からいろいろと苦情、そういったものを承ったわけでございます。そんなわけで、衛生面、環境面とかいろいろなことについてもあるんですが、その都度、教育次長も行っていただいていると指導に当たっていただいたということもお聞きしてございます。

そんな中で、今回一番重要視していることは、大阪の泉南市で1年生の男子の子がおぼれて亡くなった、何でやというたら、監視員の人がおれへんだと。それで調べてみると、今期のプールにおいても、監視員の配置が維持できない人員体制となっておったということ、それと監視員が持ち場を離れていなくなっておった、それと監視員が居眠りをしておったとか、いろんな報告をいただいて、これらの報告というものが事故につながらなかつたけども、本当にこの監視員というのは大事なことでありますので、その辺のところについては、これからもきっちりと指導、協議していただきたいと思うんですが、このことについては、起こったことは事実としてお認めされておるんですか。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（山本芳弘君）はい。確かに市民の方から、監視員の数が足りないのではないかという形で連絡を受けております。この点につきまして、文化スポーツ振興公社のほうに確認をさせていただきました。先ほど、議員のほうからおただしがありましたように、人数が足りないという点につきましては、利用される方から浮き輪のほうに空気を入れてほしいという申し出があつて、その時点で持

ち場を離れて空気を入れに行ったという形で、本来ほかの監視員であいた者を呼べばよかったんですけども、その利用者の方から声がかかったということで、本来はその場所におるべきところなんですけども、一時的に離れたという点がございます。それと、あと監視員が早退した日に、早引けした日がありました。その日に、次のかわりの監視員が本来配置をして帰るといふ形をとるべきところなんですけども、そこにタイムラグが生じまして、実際ちょっと配置につくまでの間が、やはり監視員がそこに不在になったという時間もございます。それについては、一定、市のほうにきちんと報告をいただいております。

○議長（井上勝彦君） 9番 上田君。

○9番（上田良治君） そういったことで、浮き輪に空気を入れていた、これは浮き輪に空気を入れる人は入れる人で、そういう人はおられるんでしょう。監視員のその配置を、それからその立場を離れて、親切だったんでしょうが、浮き輪の空気を入れて1人現場から離れたということですね。そういったことであるので、こういう事故がつながるといふこと、不運がつながるといふかな、大阪の事故でもそうですよ。監視員がおらなくておぼれている人を助けられなかった。そういったことで、今後については、来期の市民プールの運営についても十分管理者と協議をさせていただいて、助言とかもお願いしたいと思っております。

それから2番ですね。過去3年間の平均受注、これが160万円、本年度の費用が管理委託経費812万円ということですから過去から比べてあまり変わりがないということなんですけど、これ、利用料も指定管理ということで取っているんでしょう、今、文化スポーツ振興公社。利用料というのは、年間、今年、どれぐらいになっていますか。

○議長（井上勝彦君） 教育次長。

○教育次長（山本芳弘君） 平成23年度、今年の方で、若干ちょっと日にち先ほど申しましたように普通の年より5日間延ばしております。4日間ですか。その点で、合計金額で、1,109万4,680円というのが今年のプール利用料金の収入になってございます。

○議長（井上勝彦君） 9番 上田君。

○9番（上田良治君） 指定管理者になってから、利用料もその管理者の収入となっていることから、これを生かしながらサービス面も向上していただくということで、利用率も高めていただかなければならないと思うんですよ。そういったことで、当局側としても、利用率を高めているそういった施設については報酬も増額していくような、そういったことも考えていかなければならないと思います。管理委託経費の削減が、指定管理者に移行されても、あんまり削減されたというように、私からは思えないんですよ。それで、今回の委託経費というものが妥当であるのかどうか。これは、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（井上勝彦君） 教育次長。

○教育次長（山本芳弘君） この金額につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたように、ここ3カ年の委託費がございまして、若干、21年度と比較すると高いという面が出ておりますけども、その中で一定の額として、本年、昨年の額と比較した中では概ね委託費等ほとんど変わってないという状況の中で、文化スポーツ振興公社のほうで、やはり今後もサービスの向上、それから経費の削減に当たり、市民の方が利用していただく場合にあって、快適に利用していただける施設として運用していただきたいということも十分指導させていただくとともに、そういうことであれば問題はなかったという解釈をしております。

○議長（井上勝彦君） 9番 上田君。

○9番（上田良治君）今期のプールですね、市民サービス、これはもう大きく低下しておるといふか、その監視員の問題とかいろんな環境面の問題で。そういったことで、委託経費についてもあまり変わりがないということで、やはり、民間活力を入れて競争力をつけていくような形をこれからとっていかなならんのちゃうかなというように思いますので、今後、契約の期限というものがあるんやろけど、それを過ぎるまでにはきっちりとしたことも協議しながら、推し進めていただきたいと思います。

それと、指定管理者制度の見直しについて、なんですが、このことについては、①番、問題点、課題点これはいろんなところで今、発生をしてございます。そういった中で指定管理者は施設の利用率、そういったものを収入で得られるということで、サービスの向上を図っていかならんと、市民に還元をしていくということ、こういうことがこれから責務になってくると思うのですが、問題点や課題など、こういったものが協定を結んでいろいろと交わしていると思うのですが、事前行為を規制するために協定を交わした中で、管理者に不正の行為があった場合は、いろいろと指定期間満了の取り消しとか、そういう厳しいことも訴えておると思うんですよ。そういった中で、今回、産業文化会館の指定管理者の囑託職員が公金を横領された。そういった中で、この問題について、協定を交わしておる中では、責任をどう行政が見ておるのか。また、自治体の事業としてこういうことを行われているのですが、これは行政側としても最終的な責任があると思うんです。こういうことについて、どのような協定、契約を交わして、その文句となっておるのか、お聞かせください。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（山本芳弘君）運動公園の指定管理という解釈でとらえさせていただいてよろしいんですか。それとも、市全体での。産業文化会館のみの指定管理としての考え方での、させていただいたらよろしいですか。はい、済みません。

一応そこにつきましては、平成22年度から3カ年の契約という形で指定管理やっております。その中で、先ほどからも理事のほうからも答弁させていただきましたように、文化スポーツ振興公社につきましては、その考え方の中で引き続いて継続するかしないかという中の判断として、こども園については、そういう特殊な事情があるという形でされておるところですけれども、一定、その中で大きな支障がない限りは、引き続きという考え方も持っております。

済みません。ちょっと質問のほう、ちょっときちっとようとらえられていませんでした。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）産業文化会館のプールにつきましては、平成23年度から直営から指定管理にかわっております。済みません、22年度です。その事件について、22年度指定管理になってからでも、2カ月から3カ月程度はそういうことを行っております。ということで、文化スポーツ振興公社のほうも告訴はしております、40数万円だったと思いますけど、それについては全額返済されております。ということで、指定管理上の協定の中で、指定管理者がそれを負うような部分はございません。ただ、影響としまして、その以前の経営状況から指定管理料を設定してございますので、その影響が横領部分の部分も入っておりますので、今後の指定管理料の額の決定には、来年度にそれを反映させなければならないという状況がございまして、指定管理者として責めを負う部分はこの事件に対してはご

ざいせん。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）わかりました。それでは、③に移らせていただきます。

指定管理者全体で言いますと、今のところ特命契約が非常に多いということで、15施設ですか、いろいろと施設あるんですが、こども園あるいは介護施設などについては、特別な理由があって、民間のほうでやられておるんですが、やはりコスト削減ということを考えた場合は、これからやっぱり民間、そういったものに活力を与えていくためにも、やはり大きく公募していくことが重要なことであると思います。そういった中で、問題点もいろいろと、障壁というものも行政側にもいろいろとあると思うんですが、雇用の問題ですね。雇用の問題も、仕事がこれからどんどん民間に、この指定管理者が移行することによって、管理者も法人、文化スポーツ振興公社も、これは解体していくことになるということになってきたら、やはりその職員の問題ですね、そういったものも発生するし、働いておる従業員、これ40名からいてるでしょう。そういった方の、どないするんかとい

う進退問題もございますので、その辺のところを十分にクリアしていかんと、民間にどんどんどんどん移行していくことがなかなか難しい壁になってくると思うんで。だから、今後、民間に公募していく場合においても、受け持った管理者に今の指定管理者の職員を引き続いて雇ってもらえるような、そういった契約の方向も、方向というか交わしごともしていることも大事やと思うんですよ。雇用の努力義務を促していくということですね。今の職員とか、雇っている従業員をね。そういったことも大事だと思うんですよ。クリアしていかんと、これは前に進まないと思いません。厳しい財政状況の中、行政コストを控えつつ、良質な公共サービスを今後とも前進していただけるようお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）これをもって、9番 上田君の一般質問は終わりました。

○議長（井上勝彦君）これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後2時1分 散会）